

平成 28 年 8 月 5 日

## 障害者は本来あってはならない存在なのか

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

平成 28 年 7 月 26 日深夜に起きた津久井やまゆり園の事件で逮捕された植松容疑者はこの施設に勤めていた 26 歳の男性であった。

植松容疑者は事件の約 5 ヶ月前に、精神保健福祉法に基づく措置入院を受け、その後、症状が消えたとして退院していることから、措置入院の解除の妥当性や、退院後の対応についての問題があるのではないかが論じられている。措置入院につながった衆議院議長にあてた手紙では「私の目標は重複障害者の方が家庭内での生活および社会的活動がきわめて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です。」「障害者は不幸をつくることしかできません。」「障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます。」と言っている。逮捕後も植松容疑者は「障害者はいなくなればいい」との供述をしているとのことである。

植松容疑者が犯行にいたった経緯はまだ明らかになっていない状況であり、何らかの精神障害があったかどうかもよくわかっていない。よくわからないことを精神障害によるものとして片付け、そのような人が社会に出てこないように病院に隔離できなかつたのかという方向に進むことは避けなければならない。この事件は、「重度の障害がある人はいなくなった方がいい」という搖るがない確信を持っておこなった優生思想に基づく行動ではないだろうか。

優生思想とは、人の命を価値のある者と価値のない者に分別していく思想である。過去において、ナチスドイツで「強いドイツ民族による強いドイツ帝国の復活」を目指したヒトラーは「断種法」を制定し、「遺伝的に価値がない者」は遺伝子を引き継いではならないとして断種手術を受けることを義務づけ、また戦争に備え軍備を拡張する一方、社会保障費を削減するために「障害者は生きているだけでかわいそうなだけでなく、金のかかる「価値のない存在」として、第二次世界大戦が始まった時に「治療できない患者を安楽死させる権限」を医師に与え、精神障害者や知的障害者、回復の見込みのない患者達 20 万人の大量殺害をおこない、その後の 600 万人のユダヤ人殺害につながったという歴史がある。

日本でも、ドイツの「断種法」を修正した「民族優生保護法案」が議会にたびたび提案され、1940 年に「国民優生法」が成立した。その後、優生保護法は 1948 年に制定され、1996 年まで存在している。優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命・健康を保護するという目的のもとに優生手術・人工妊娠中絶・優生保護相談などに関し必要な事項を定めているもの」である。

また、1972 年には優生保護法に「その胎児が重度の精神または身体の障害の原因となるおそれがあると認められるもの」(第 14 条 4 項) という一項を新しく設けるために、優生保護法一部改正案が国会に提出されていた。この提案に脳性マヒ者の団体が強く異議をとなえ、当時の厚生省との間で、①「その胎児が重度の精神または身体の障害の原因とな

るおそれが著しいと認められるもの」（第14条4項）という条項をなぜ設けるのか、②優生保護法第一条に同法の目的として「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とあるが、この「不良な子孫」とは何を指すのか、についての厳しいやりとりがおこなわれたが、改正案は1974年5月審議未了のまま廃案となった。

優生保護法が存在する間に、強制的あるいは本人の同意を得ないまま多くの不妊手術が実施されてきた。施設入所にあたって障害者が不妊手術や子宮摘出を強制されていたという事実も忘れてはならない。1996年に優生保護法はなくなったものの、その後も医学の進歩にともない、出生前診断で障害の有無がわかる時代となり、障害があるとわかった胎児の中絶は96%にもものぼる。優生思想は特異な考え方ということではなく、私たちの身近なところに存在しており、その思想が人の生存権を脅かすものとなることを考えなければならない。

植松容疑者は、やまゆり園の職員で障害のある人たちの生活を支援する立場の人であった。はじめから「障害者はいなくなった方がいい」という優生思想を持っている人がこの仕事を選ぶとは考えられない。植松容疑者が、職員として障害者やその家族に関わってきた過程の中で、植松容疑者はどのようなことを考え、どのような経過をたどって障害者を殺害することが正しいと確信するに至ったのかということこそ、検証しなければならないのではないだろうか。

地域福祉は、脳性マヒの人たちの「障害者は本来あってはならない存在なのか」という提起に端を発し、長い年月をかけて、障害者やその家族を中心として切り開いてきたものである。様々な困難があったとしても、障害者が地域の中にあって、一般の人たちと顔の見えるところで暮らすことが、地域の人たちに障害者への理解を求めうる道であり、「共に生きる」社会をつくる道であると考えてきたのではなかったか。

私たちは、グループホームが地域の中にあることの意味を今一度、確認していかなければならない。障害のある人たちが地域の人々と言葉を交わしあう生活になっているかどうか。地域の中で隔絶した生活になっていないかどうか。

「障害者は本来あってはならない存在なのか」という言葉は、常に、私たち一人一人に突きつけられていることを忘れてはいけない。この社会には今も優生思想が厳然と存在していることに目をそむけることなく、困難な課題であってもあきらめることなく、多様性を認める社会、障害のある人たちが普通に暮らせる地域づくりに取り組んでいかなければならぬ。それが優生思想と闘うことではないだろうか。